



## 長野県告示第835号

平成23年12月9日長野県議会定例会において認定された平成22年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見は、次のとおりです。

平成23年12月15日

長野県知事 阿部 守一

## 平成22年度長野県一般会計歳入歳出決算

		(単位：円)		
	款	予算現額	決算額	比較
1	歳 入			
1	県 税	189,852,661,000	190,852,006,434	999,345,434
2	地方消費税清算金	44,029,262,000	44,029,262,193	193
3	地 方 譲 与 税	29,389,392,000	29,389,392,428	428
4	地方特例交付金	2,725,306,000	2,725,306,000	0
5	地 方 交 付 税	228,757,904,000	228,757,904,000	0
6	交通安全対策特別交付金	861,112,000	861,112,000	0
7	分担金及び負担金	2,947,455,642	2,945,105,276	△ 2,350,366
8	使用料及び手数料	12,679,748,000	12,897,752,891	218,004,891
9	国 庫 支 出 金	140,664,919,608	117,787,102,547	△ 22,877,817,061
10	財 産 収 入	2,012,832,000	2,317,210,701	304,378,701
11	寄 付 金	221,136,000	215,634,041	△ 5,501,959
12	繰 入 金	37,887,284,000	35,129,220,569	△ 2,758,063,431
13	繰 越 金	5,862,961,743	5,862,962,492	749
14	諸 収 入	82,613,352,000	83,034,755,015	421,403,015
15	県 債	158,434,000,000	141,385,000,000	△ 17,049,000,000
	歳 入 合 計	938,939,325,993	898,189,726,587	△ 40,749,599,406
2	歳 出			
1	議 会 費	1,374,209,000	1,360,920,384	13,288,616
2	総 務 費	60,234,716,143	58,187,098,603	2,047,617,540
3	民 生 費	113,327,069,712	108,867,923,008	4,459,146,704
4	衛 生 費	22,892,984,763	21,516,413,884	1,376,570,879
5	労 働 費	9,049,630,000	8,060,320,466	989,309,534
6	環 境 費	3,292,595,394	3,148,690,439	143,904,955
7	農 林 水 産 業 費	53,951,272,962	44,733,731,582	9,217,541,380
8	商 工 費	84,177,855,000	84,016,584,322	161,270,678
9	土 木 費	153,245,716,708	119,150,327,949	34,095,388,759
10	警 察 費	43,666,706,901	43,245,367,108	421,339,793
11	教 育 費	195,768,120,847	194,780,913,106	987,207,741
12	災 害 復 旧 費	3,508,613,450	1,962,612,427	1,546,001,023
13	公 債 費	140,606,777,000	140,382,010,751	224,766,249
14	諸 支 出 金	53,778,585,000	53,717,230,951	61,354,049
15	予 備 費	64,473,113	0	64,473,113
	歳 出 合 計	938,939,325,993	883,130,144,980	55,809,181,013
	歳入歳出差引額		15,059,581,607	
	うち基金繰入額		2,796,000,000	

## 平成22年度長野県特別会計歳入歳出決算

(単位：円)

会計名	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引残額
公債費	218,710,190,000	218,709,913,691	218,709,913,691	0
市町村振興資金貸付金	747,580,000	885,526,318	647,580,000	237,946,318
母子寡婦福祉資金貸付金	389,298,000	529,516,531	228,470,804	301,045,727
心身障害者扶養共済事業費	452,782,000	458,913,609	448,883,890	10,029,719
地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金	6,389,531,000	6,015,087,095	6,015,087,095	0
流域下水道事業費	13,893,371,000	13,432,225,569	12,721,123,886	711,101,683
小規模企業者等設備導入資金	333,942,000	1,162,778,840	328,727,415	834,051,425
農業改良資金	391,294,000	496,932,874	199,021,774	297,911,100
漁業改善資金	6,900,000	947,842	60,443	887,399
県営林経営費	366,197,000	388,829,883	361,402,710	27,427,173
林業改善資金	30,516,000	421,982,317	28,059,023	393,923,294
高等学校奨学資金貸付金	253,334,000	387,401,769	252,993,730	134,408,039
合計	241,964,935,000	242,890,056,338	239,941,324,461	2,948,731,877

23監査第17号

平成23年(2011年)9月20日

長野県知事 阿部守一様

長野県監査委員 吉澤直亮  
 同 東方久男  
 同 平野成基  
 同 田口敏子

## 平成22年度長野県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により審査に付された、平成22年度長野県歳入歳出決算及び同附属書類、並びに同法第241条第5項の規定により審査に付された、平成22年度長野県土地開発基金及び平成22年度長野県美術品取得基金の運用状況を審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

## 平成22年度長野県歳入歳出決算審査意見書

## 第1 審査の概要

## 1 審査の対象

- (1) 平成22年度長野県一般会計
- (2) 平成22年度長野県特別会計
  - ア 長野県公債費特別会計
  - イ 長野県市町村振興資金貸付金特別会計
  - ウ 長野県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計
  - エ 長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計
  - オ 地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計
  - カ 長野県流域下水道事業費特別会計
  - キ 長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計
  - ク 長野県農業改良資金特別会計
  - ケ 長野県漁業改善資金特別会計
  - コ 長野県県営林経営費特別会計
  - サ 長野県林業改善資金特別会計
  - シ 長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計
- (3) 財産

## 2 審査の手続

この審査に当たっては、歳入歳出決算及び同附属書類について、以下の点に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類の照合等を行うと

ともに、決算資料の提出を求め、関係者から決算についての説明を聴取し、併せて定期監査及び現金出納検査結果も考慮して実施しました。

- 1 決算の計数は、正確であるか。
- 2 予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか。
- 3 財務に関する事務は、法令に適合し、適正になされているか。
- 4 財産の管理は、適正になされているか。

## 第2 審査の結果

### 1 決算の計数及び予算、財務事務等の執行について

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに同附属書類の計数及び予算の執行、経理事務及び財産の管理など財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められました。

ただし、一層改善努力を要するものもあり、その内容は後述の意見のとおりです。

### 2 決算の状況について

#### (1) 決算規模と収支状況

一般会計は、歳入総額が8,981億8,972万余円、歳出総額が8,831億3,014万余円です。

歳入歳出差引額150億5,958万余円から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は、55億9,142万余円の黒字となり、前年度に比べ黒字は1億2,945万余円増加しています。

歳入を前年度と比べると、繰入金、地方交付税、地方譲与税等が増加し、国庫支出金、県税等が減少しており、全体で124億1,481万余円（1.4%）減少しています。歳出については、商工費、総務費等が増加し、衛生費、民生費等が減少しており、全体で188億8,043万余円（2.1%）減少しています。

次に、特別会計では、歳入総額が2,428億9,005万余円、歳出総額が2,399億4,132万余円で、前年度に比べ歳入が82億6,015万余円（3.3%）、歳出が82億9,333万余円（3.3%）減少しています。また、歳入歳出差引額29億4,873万余円から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は27億3,289万余円の黒字となり、前年度に比べ黒字は3,864万余円増加しています。

#### (2) 県債の状況

県債については、依然として厳しい財政状況の中で、その発行抑制に努めたものの、前年度に引き続き臨時財政対策債の増発を余儀なくされました。

これに伴い、一般会計の平成22年度末県債現在高は、1兆6,523億9,421万余円と、前年度に比べ440億1,387万余円増加しています。一方、特別会計の平成22年度末県債現在高は、717億4,564万余円で、前年度に比べ2億5,123万余円増加しています。

#### (3) 基金の状況

将来の県債の償還を計画的に行うための減債基金（満期一括償還分を含む。）及び予測できない収入の減少や支出の増加に備えた財政調整基金の平成22年度末現在高（出納整理期間後）の合計は1,423億5,076万余円で、前年度に比べ284億2,796万余円増加しています。

なお、平成22年度（出納整理期間後）は、国の緊急経済対策に伴う補正予算を財源として子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金等が増設されたことなどにより、基金の総額は2,122億5,078万余円と、前年度と比べ、182億6,533万余円増加しています。

#### (4) 財政分析の結果

決算の状況を主な財政分析指標で見ると、県債償還の負担比率などを示す実質公債費比率は、平成21年度15.6%（全国平均：13.0%）35位で、起債に国の許可が必要となる18%を下回っています。また、平成22年度は更に0.2ポイント改善され15.4%となりました。

地方公共団体の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成21年度は93.5%（全国平均：95.9%）で全国11位でしたが、平成22年度は89.7%と前年度に比べ3.8ポイント低くなっています。

財政の自立度を示す財政力指数は、平成21年度は0.48410（全国平均：0.51568）で全国22位でしたが、平成22年度は0.46074と前年度より0.02336下がっています。

## 第3 審査の意見

平成20年後半からの世界経済の急速な悪化は、輸出型の製造業に依存するところの大きい長野県経済に深刻な打撃を与えて、多くの県民が、県内経済に停滞感を感じ、将来に不安を抱くに至っております。

このような状況下、県は、平成22年度当初予算を平成21年度1月補正予算と一体的に編成し事業に取り組むとともに、国の補正予算により措置された基金等を活用して積極的に施策を展開してきました。

そして、9月以降では県民の「確かな暮らし」を守ることを第一とし「教育・子育て先進県の実現」、「産業力、地域力の強化」、「暮らしの安心確保」、「県民主役の自立した県政の実現」の4本柱を重点的に推進することとし、切れ目なく数回にわたり補正予算を組み県内経済の早期回復と雇用の安定を図ってきたところです。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災、翌12日には、栄村を中心とした長野県北部地震により緩やかに回復しつつあった県内経済は下押しされることとなりました。

また、県では「長野県中期総合計画」の施策を戦略的に実行するため「長野県行財政改革プラン」に基づき「分権改革」「行政システム改革」「財政構造改革」の3つの改革に取り組んでいます。

こうした状況の中、県税収入の減少などもあり県政運営は大変難しい舵取りが必要となっていますので、以下の事項にも留意して、限られた財源を最大限に生かし、適時的確な対応により事業効果を一層高める措置を講じてください。

## 1 財政運営の健全化

主要財源である県税収入は、企業業績の緩やかな回復を受けたものの、個人所得の低迷や地方法人特別税の導入の影響から前年度と比べ98億余円減収の1,908億余円となり、昭和62年度以来の2,000億円を下回る結果となりました。

一方、3年連続で臨時財政対策債の増額発行を余儀なくされたことにより、一般会計と特別会計とを合わせた県債残高は前年度と比べ442億余円増加しました。

平成23年度においては、歳入面では県税の基幹税である法人二税が円高や株価の下落により先行き不透明になっており、一方、歳出面では、高齢化の進行に伴う社会保障関係費の自然増や公債費が依然高い水準にあることなどから、財政運営は引き続き厳しい状況下に置かれています。

県では、長野県行財政改革プランに基づき、積極的に行財政改革を進めた結果、平成22年度は財源調整のための基金（財政調整基金及び満期一括償還分を除く減債基金）を取り崩さずその年度末残高は382億円と行財政改革プランより293億円多くなっています。また、分権改革の一環として平成22年度では、市町村へ4項目の事務を移譲し合計で543項目となったほか、県と市町村の地方税の徴収業務の共同化のため、新たに「長野県地方税滞納整理機構」が発足しました。

平成23年度には、新たな行政・財政改革方針を策定することとしていますので、引き続き地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく健全化判断比率、公会計に基づく財務諸表の分析等にも配慮しつつ、簡素で効率的な行政運営や県の果たすべき役割を踏まえた事業の見直しなどにより徹底した歳出の削減を図り、持続可能な財政構造の構築に向けて、行政・財政改革を着実に推進してください。

## 2 産業振興による積極的な収入の確保

県内総生産は、平成12年度をピークに平成20年度は8兆346億円と、ピーク時から約8,660億円減少しています。また、平成20年度一人当たり県民所得は271万7千円で、国民所得の275万6千円を依然として3万9千円下回っていますが、平成19年度の差額10万円と比べ6万1千円縮小しています。

中期総合計画において分野横断的な挑戦プロジェクトのテーマに「一人当たり県民所得全国レベルへの挑戦」があり、県では長野県産業活性化推進本部のもと関係部局が連携して必要な施策に取り組んでいます。

各部局においては「長野県産業振興戦略プラン」、「観光立県長野再興計画」、「長野県食と農業農村振興計画」、「長野県森林づくり指針」などに基づく施策を展開しています。また、平成23年4月の組織改正では外国人旅行者の誘客促進のため国際観光推進室を、県産材の供給体制の整備と需要拡大のため県産材利用推進室を設置しました。地域資源の活用など、積極的な産業振興に努めることで、力強い県経済を構築して県内総生産や県民所得の増加に寄与し、ひいては県税の増収につなげてください。

（主な所管部局：商工労働部、観光部、農政部、林務部）

## 3 収入未済の解消

平成22年度末の収入未済額については、縮減に向けた積極的な取組により、前年度と比べ、4億7,508万余円減少し、総額88億9,313万余円で、その内訳は、一般会計が74億2,864万余円（前年度比93.4%）、特別会計が14億6,449万余円（前年度比103.7%）です。

収入未済の解消は、県民負担の公平性と財源確保の観点から極めて重要です。新たな収入未済の発生を防止するとともに、収入未済額の縮減に努めてください。

特に、県税の収入未済額62億8,469万余円は前年度より5億6,463万余円減少したものの、収入未済額の約7割を占めています。個人住民税（個人県民税）を始め自主財源の根幹をなす県税の未収金縮減対策は、一層重要な課題となっていますので、長野県地方税滞納整理機構、市町村とも連携して徴収努力を続けてください。

収入未済の解消に向け、特に留意改善を求めるものは別記のとおりです。

また、不納欠損額は、前年度と比べ、1億48万余円減少し、総額6億5,579万余円（前年度比86.7%）で、その内訳は、一般会計が5億5,911万余円、特別会計が9,668万余円となっています。

債務者や滞納者の生活状況の把握や財産調査を十分に行い、公平性の観点から適切な対応をとるとともに、債権回収可能性を個別に

分類するなどして、不納欠損に至らないよう日常の債権管理を適切に行ってください。

#### 4 県有財産の適正管理

新しい公会計改革のもとでは、既存の社会資本の適切な維持管理と有効活用を図る視点が重要です。

維持管理については、学校、庁舎等について平成21年度に耐震診断が終了し「県有施設耐震化整備プログラム」により安全・安心の面から耐震改修が進められており、橋梁については「長野県橋梁長寿命化修繕計画」に従い、平成22年度においては緊急に修繕工事が必要な84橋が完了し引き続き対策が進められています。また、道路についても、平成24年度を目指し「道路の長寿命化修繕計画」の策定をし、ライフサイクルコストの低減と維持管理費の平準化を図ることとしています。

有効活用の面では、未利用県有地について、平成22年度は民間等への売却が32件、4億2,811万余円と、順次売却等の処分が進められています。引き続き、未利用財産について、平成21年度の包括外部監査報告を踏まえ、有効活用を考慮しながら売却などを進めてください。

また、平成22年度末に長野県土地開発公社（以下「公社」という。）から引き取った県営産業団地2団地（27万余m<sup>2</sup>）については、オーダーメイド分譲や事業用定期借地（リース）制度を活用し、分譲を推進してください。

（主な所管部局：建設部、総務部、商工労働部）

#### 5 県債残高の管理

一般会計の県債の平成22年度末現在高1兆6,523億9,421万余円と平成21年度末現在高1兆 6,083億8,033万余円とを比較すると440億1,387万余円増加しています。これは平成21年度に比べて臨時財政対策債が797億9,472万余円増加したことによるものです。一方、普通債は308億7,145万余円、災害復旧債は31億1,980万余円減少しました。

また、特別会計の県債の平成22年度末現在高717億4,564万余円と平成21年度末現在高714億9,440万余円（長野県立病院の地方独立行政法人移行前の県債を含む。）とを比較すると2億5,123万余円増加しています。

経済雇用情勢の悪化に対策を講じなければならない厳しい状況にありますが、行政・財政改革を進めつつ、自主財源の確保、事業見直しによる歳出の削減を図り、今後も将来の財政負担を考慮し、県債残高の縮減に努めてください。

（主な所管部局：総務部）

#### 6 債務負担行為の管理

物件の購入、工事の請負、利子補給等の後年度支払債務は平成23年3月末現在、一般会計で424億3,428万余円と県営産業団地造成事業の債務負担行為の減などにより前年度に比べ85億297万余円減少し、特別会計で49億8,138万余円と前年度に比べ35億9,182万余円減少しています。また、これ以外に損失補償や債務保証などのようにあらかじめ限度額を定めておき、必要が生じた場合にその限度額の範囲内で負担するものがあります。

これらの債務負担行為については削減努力が認められますが、今後も新たな設定の際には必要性、妥当性を十分精査するとともに、その総額の管理にも配慮して将来に過重な負担を残すことがないように留意してください。

（主な所管部局：総務部）

#### 7 新規積立基金の効果的活用

国の緊急経済対策に伴う補正予算を財源として平成20年度から22年度にかけて新設した18基金の残高は平成22年度末で411億2,445万余円あります。これらの基金の中には平成23年度末で事業が終了するものもあり、残余が生じたときは国に返還することとされています。

基金の目的に照らして効果が上がるよう活用し鋭意工夫しているところですが、実態を踏まえた弾力的な取扱い、あるいは期間の延長を引き続き国に要請してください。

（主な所管部局：商工労働部、健康福祉部、総務部）

#### 8 新たな会計手法の活用

流域下水道事業費特別会計は歳入及び歳出の内容と繰越金だけの記載のため、ストック情報を含む財務状況が示されていませんが、新地方公会計に新地方公営企業会計の手法を取り入れ貸借対照表、行政コスト計算書の試算を実施していますので、これら新たな会計手法により得た情報を活用し効率的な事業の実施を行うとともに、ストック情報を含む財務状況の開示に努めてください。（新地方公営企業会計手法については平成21年12月24日の地方公営企業会計制度研究会報告書を参照）

（主な所管部局：環境部）

(別記)

**収入未済の解消に留意改善を求める主なもの****ア 県税**

県税については、収入未済額の縮減に向け様々な取組を行っています。具体的には数値目標の設定や年間を通じた差押処分、重点的取組期間の設定などにより徴収の強化を図るとともに、滞納者の実態に即した滞納整理方針を早期に決定し迅速に対応するために導入した「機能分担制」を定着させて進行管理の徹底を図っています。また、収入未済額の約7割を占める個人住民税（個人県民税）については、市町村と共同で事業主へ個人住民税の特別徴収方式の採用依頼などを実施しています。その結果、調定額の減少もありますが収入未済額は前年度より大幅に減少しています。今後も、現年課税分の滞納者の早期徴収に努め、徴収率の向上と収入未済額の圧縮を一層進めてください。

併せて、引き続き、徴収可能なもの、不納欠損処分しなければならないものなどの、処理方針を明確化した上で滞納整理に当たってください。

(所管部局：総務部)

**イ 県営住宅使用料**

県営住宅使用料については、平成22年度においては松本、長野地域に加え、上小、諏訪地域においても管理代行制度を導入し、収納目標率を設定し、達成状況に応じてインセンティブを与えることを内容とした徴収業務を長野県住宅供給公社に委託をしています。また、地方事務所管理分については、県営住宅退去者の滞納家賃の収納率向上を図るため、民間業者に収納事務の委託を実施してきたところです。これらの取組により、平成22年度においては収入未済額が10年ぶりに前年度の収入未済額を下回りました。さらに、平成23年度からは佐久、上伊那地域においても管理代行制度を導入しています。今後も管理代行者、収納事務受託者と連携を強化し、なお一層収入の確保に努めてください。

(所管部局：建設部)

**ウ 高等学校奨学金貸付金等**

高等学校奨学金貸付金については、文書、電話催告、戸別訪問を実施しているところですが、収入未済額は増加しています。収入未済額の多い地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金についても文書、電話催告をしているものの、収入未済額は年々増加しています。支払督促の申立を毎年実施したり、長期滞納者の回収見込みの有無を明確にした上で滞納整理に当たってください。

(所管部局：教育委員会)

**エ 母子寡婦福祉資金貸付金**

母子寡婦福祉資金貸付金については、新たな未収金発生の防止策として、新規借入の口座振替、連帯債務者への請求を実施しています。また、長期滞納者については、口座振替の促進を図ったり支払督促の申立などを実施していますが、景気低迷もあり未収金は増加しています。長期滞納者の債権の整理にも力を入れて進めているところですが、県として未収金増加の原因を分析した上で、縮減対策を早急に検討し滞納整理に当たってください。

(所管部局：健康福祉部)

**オ 小規模企業者等設備導入資金**

小規模企業者等設備導入資金のうち中小企業高度化資金貸付金については、不納欠損処分をしたものの大倒産の影響等により前年度よりも増加しています。共同融資先である独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）との連携及び調査・アドバイザリー制度を活用した回収業務を更に強化し、今後も一層の促進を図ってください。また、回収見込みのない債権については、機構と協議の上、債権放棄を行うなど、引き続き収入未済の縮減に努めてください。

(所管部局：商工労働部)

〔収入未済額及び不納欠損額の内訳〕

会 計	所管部局	内 容	収 入 未 濟 額			不 納 欠 損 額		
			平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増 減 (A)-(B)	平成22年度 (C)	平成21年度 (D)	増 減 (C)-(D)
一 般	総務部	県税	円 6,284,697,382	円 6,849,331,039	△ 564,633,657	円 522,337,451	円 579,637,792	△ 57,300,341
		その他	115,711,866	130,128,498	△ 14,416,632	14,742,848	29,864,800	△ 15,121,952
	健康福祉部	社会福祉施設入所者負担金	80,866,849	81,646,191	△ 779,342	15,017,188	14,056,608	960,580
		その他	36,708,122	38,231,950	△ 1,523,828	2,397,314	1,512,575	884,739
	環境部	不法投棄された産業廃棄物の代執行経費	285,702,123	285,775,123	△ 73,000	0	0	0
	商工労働部	県有財産貸付特約付売買契約解除に伴う違約金	55,812,200	0	55,812,200	0	0	0
		その他	874,132	585,413	288,719	0	2,574,938	△ 2,574,938
会 計	農政部		219,482	193,753	25,729	0	130,728	△ 130,728
	林務部		48,300	48,300	0	0	0	0
	建設部	契約解除に伴う補償金返還	99,521,879	99,521,879	0	0	0	0
		県営住宅使用料等	281,837,173	288,183,089	△ 6,345,916	4,570,835	5,270,927	△ 700,092
	教育委員会	その他	25,738,701	24,882,974	855,727	45,945	309,020	△ 263,075
	教育委員会	高等学校奨励金貸付金	122,963,541	105,860,497	17,103,044	0	0	0
		その他	37,944,842	51,634,936	△ 13,690,094	0	0	0
	計		7,428,646,592	7,956,023,642	△ 527,377,050	559,111,581	633,357,388	△ 74,245,807
特 別 会 計	健康福祉部	母子寡婦福祉資金貸付金	252,245,872	233,741,371	18,504,501	574,542	688,936	△ 114,394
		心身障害者扶養共済事業費	5,756,260	6,838,130	△ 1,081,870	1,673,450	2,366,960	△ 693,510
	商工労働部	小規模企業者等設備導入資金	1,061,258,447	1,048,403,022	12,855,425	94,435,575	59,228,117	35,207,458
	農政部	農業改良資金	38,303,000	34,772,000	3,531,000	0	52,446,000	△ 52,446,000
		漁業改善資金	6,371,975	6,551,975	△ 180,000	0	4,000,000	△ 4,000,000
	林務部	林業改善資金	17,665,480	18,076,480	△ 411,000	0	4,197,401	△ 4,197,401
	教育委員会	高等学校等奨学資金貸付金	82,892,220	63,823,045	19,069,175	0	0	0
	計		1,464,493,254	1,412,206,023	52,287,231	96,683,567	122,927,414	△ 26,243,847
合 計			8,893,139,846	9,368,229,665	△ 475,089,819	655,795,148	756,284,802	△ 100,489,654

## 長野県告示第836号

平成23年12月9日成立した平成23年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成23年12月15日

長野県知事 阿部 守一

## 平成23年度長野県一般会計補正予算(第5号)

## 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

## (1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
5 地 方 交 付 税	227,892,944	2,424,485	230,317,429
7 分担金及び負担金	2,293,306	21,750	2,315,056
9 国 庫 支 出 金	98,369,904	28,155,936	126,525,840
12 繰 入 金	43,171,288	576,472	43,747,760
13 繰 越 金	1,321,278	108,172	1,429,450
14 諸 収 入	86,219,083	21,807	86,240,890
15 県 債 債	127,439,066	2,046,000	129,485,066
歳 入 合 計	869,080,881	33,354,622	902,435,503

## (2) 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費	38,322,460	1,258,893	39,581,353
3 民 生 費	114,656,345	146,600	114,802,945
4 衛 生 費	23,101,383	9,160,813	32,262,196
5 労 働 費	8,297,865	2,600,000	10,897,865
7 農 林 水 産 業 費	41,169,206	16,254,115	57,423,321
9 土 木 費	108,294,877	3,772,386	112,067,263
10 警 察 費	44,463,303	140,008	44,603,311
11 教 育 費	198,618,890	21,807	198,640,697
歳 出 合 計	869,080,881	33,354,622	902,435,503

## 2 繰越明許費補正

防災行政無線管理費ほか33件 金額 17,192,078千円

## 3 債務負担行為補正

男女共同参画センター管理運営事業ほか9件 限度額 1,538,257千円

## 4 地方債補正

防災行政無線整備事業費ほか5件 限度額 2,046,000千円

## 平成23年度長野県県営林経営費特別会計補正予算(第1号)

## 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

## (1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
1 国 庫 支 出 金	28,667	14,490	43,157
3 繰 入 金	185,228	15,510	200,738
歳 入 合 計	347,796	30,000	377,796

## (2) 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 県 営 林 経 営 費	347,796	30,000	377,796
歳 出 合 計	347,796	30,000	377,796

## 2 繰越明許費

県営林路網施設維持管理事業費 金額 30,000千円

財政課

**長野県告示第837号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年12月15日

長野県知事 阿部 守一

**1 保安林予定森林の所在場所**

大町市八坂字大平道上10629（次の図に示す部分に限る。）、字日向10643のイ、10644、10645、10658、10660、10662、10665・10666（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、10684、10686、10687、10688（次の図に示す部分に限る。）、10752、字道下10652（次の図に示す部分に限る。）、字つるね10653、10654、10657、字大平10655のイ（次の図に示す部分に限る。）、字中道10656、字御前岩10669から10674まで、字家ノ下10675のロ、10679、10680、10715、字竹原10676、10677、字鳥立10678、10682、10723（次の図に示す部分に限る。）、10724から10727まで、10728・10729（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、10730、字西10681、字道上10689（次の図に示す部分に限る。）、10714、字中道上10690、字出急10691のイ・10700（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字家ノウラ10691のロ、字家ノ裏10692、10710、字のぼり坂10693、10694（次の図に示す部分に限る。）、10695、10696・10699・字麻苧10697（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、10698の1、10698の2、10704の1、10704の2・10705・10706（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字麻苧頭10702、10703、字干葵10708・字干草場10709（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、10711、10713、10721、10722・字人沢10712の1・10712のロ（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、10716から10718まで、字鳥立の沢10731の1、10731の2・10731の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字向坂10732から10737まで、10742・10743・字前山10739から10741まで・10756の1・10756の2（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、10756の3、字家向10744から10746まで、10751、10754のイ、10754のロ、字家の向10747、10748、字家ノ向10749、10750、字日影10755、字城の跡10816

**2 指定の目的**

土砂の流出の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種**

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**森林づくり推進課**

**長野県告示第838号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年12月15日

長野県知事 阿部 守一

**1 保安林予定森林の所在場所**

北安曇郡小谷村大字中小谷字岩下内8045のイ、字北ドヤ丙8101の1、丙8101の2

**2 指定の目的**

土砂の流出の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種**

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**森林づくり推進課**

**長野県告示第839号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年12月15日

長野県知事 阿部 守一

**1 解除に係る保安林の所在場所**

伊那市高遠町上山田2231の17

**2 保安林として指定された目的**

土砂の流出の防備

**3 解除の理由**

道路用地とするため

**森林づくり推進課**

**長野県松本建設事務所告示第12号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年12月15日

長野県松本建設事務所長 手塚秀光

**1 道路の種類 県道****2 路線名 松本環状高家線****3 道路の区域**

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市梓川倭1966番の1地先から 松本市梓川倭2013番の1地先まで	旧	m 6.0～10.2	km 0.3580
同上	新	8.3～12.4	0.3580

## 道路管理課

## 長野県北信建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年12月15日

長野県北信建設事務所長 小林睦夫

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 292号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字旭字川下8080番の1地先から 飯山市大字旭字川下8104番の1地先まで	旧	m 5.0~44.0	km 0.5103
同上	新	11.0~44.5	0.5067

2(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 292号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字旭字川下8104番の1地先から 飯山市大字富倉字川上4491番の3地先まで	旧	m 5.0~18.0	km 0.2279
同上	新	5.0~18.0 11.0~27.5	0.2279 0.2083

3(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 292号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字富倉字川上4491番の3地先から 飯山市大字富倉字川上4335番の1地先まで	旧	m 5.0~12.0	km 0.3757
同上	新	16.0~27.0	0.3721

4(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 292号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字富倉字川下4321番地先から 飯山市大字富倉字下山3922番の1地先まで	旧	m 5.0~12.5	km 0.1913
同上	新	11.6~35.0	0.1894

## 道路管理課

## 長野県北信建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年12月15日

長野県北信建設事務所長 小林睦夫

1(1) 路線名 292号

(2) 供用を開始する区間

飯山市大字旭字川下8089番のロの1地先から

飯山市大字旭字川下8104番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年12月15日

2(1) 路線名 292号

(2) 供用を開始する区間

飯山市大字旭字川下8104番の1地先から

飯山市大字富倉字川上4491番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年12月15日

3(1) 路線名 292号

(2) 供用を開始する区間

飯山市大字富倉字川上4491番の3地先から

飯山市大字富倉字川上4335番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年12月15日

4(1) 路線名 292号

(2) 供用を開始する区間

飯山市大字富倉字川下4321番地先から

飯山市大字富倉字下山3922番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年12月15日

## 道路管理課